公益社団法人新宮町シルバー人材センター 安全就業基準

（目　的）

第１条　この安全就業基準は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業が出来る事項を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第２条　会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

（安全就業心得）

第３条　会員は、就業に当たっては、次の安全就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

（１）作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。

（２）器具類は、使用する前に必ず点検すること。

（３）服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。

（４）作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。

（５）加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。

（６）作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。

（７）共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。

（８）帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。

（９）健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。

(10) 仕事の前日は、十分睡眠を取るように心掛けること。

（作業別安全就業基準）

第４条　会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準の遵守に努めなければならない。

（安全保護具）

第５条　会員は、作業内容によっては、保護帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

２　会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全・適正就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

（交通災害の防止）

第６条　会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

２　会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子・腕章をするなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

（作業環境の確認）

第７条　会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

（標識の設置）

第８条　会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

（器具類の使用）

第９条　会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

２　会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

３　会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具を使用してはならない。その際器具がセンターの備品である場合は、

直ちにセンターに報告しなければならない。

（健康管理）

第10条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

（報告義務）

第11条　会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じた時は、直ちに共同作業中の会員又は会員本人がセンターに報告し、応急の措置を採るようにしなければならない。

　また、就業の実態が関係法令等に照らして不適切であることが疑われる場合についても、会員はセンターに報告し、必要な是正を求めなければならない。

（その他）

第12条　会員は、この基準に定める以外に、安全・適正に就業ができる事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附　則

この基準は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、公益社団法人設立の登記の日（平成26年４月１日）から施行する。

附　則

この基準は、令和４年８月10日から施行する。